

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 137 「収益認識に関する会計基準(案)」等の公表について vol. 1

平成 29 年 7 月 20 日に企業会計基準委員会から「収益認識に関する会計基準 (案)」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針 (案)」(以下「本会計基準」)が公表されました。

当該公開草案は、国際会計基準審議会及び米国財務会計基準審議会が、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行った平成 26 年 5 月公表の「顧客との契約から生じる収益」を踏まえて検討されました。

<公開草案の背景>

わが国においては、企業会計原則「実現主義の原則」を規定している以外で、収益認識に関する包括的な会計基準の開発はこれまで行われていませんでした。そこで企業会計基準委員会は、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を改善するために、「収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集」を公表しています。

<会計処理>

本会計基準の基本となる原則は、約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように収益の認識を行うことです。この基本原則に従って収益を認識するために、次の(1)から(5)のステップを適用します。なお、これは IFRS 第 15 号の基本的な原則と同様です。

- (1) 顧客との契約を識別する。
- (2) 契約における履行義務を識別する。
- (3) 取引価格を算定する。
- (4) 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- (5) 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

<開発にあたっての基本的な方針>

収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針は以下の内容となっています。

基本的な方針として、国内外の企業間における財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとしました。

また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとしています。

なお、上記の基本方針は連結財務諸表と個別財務諸表で同一の内容となっています。

今回は基本原則に従った収益認識をするための 5 つのステップの適用例について説明いたします。